平成２８年（フ）第４７２号
広島市中区光南５丁目１番61号　雇用促進住宅　光南宿舎１号棟814号、住民票上の住所神戸市兵庫区雪御所町３番１号　菊川義一方、（従前の住所）神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―1311号
破産者　西上　利男
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８１号
神戸市兵庫区熊野町５丁目10番23号
破産者　おさきにこと　古賀　聡子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市新田2370番地４
破産者　熊本　泰治
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
福岡県八女市蒲原1292番地１　レスペートＡ棟101号
破産者　金原　　愛
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１３４号
長崎県大村市松山町882番地３　松山団地Ａ棟403号
破産者　林田　　篤
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
長崎県大村市原口町1131番地４　パレスフローリッシュ102、旧住所長崎県島原市有明町湯江丁54番地３
破産者　太田　和貴
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
沖縄県浦添市伊祖４丁目１番15―401号　サンハイムオキミヤ
破産者　仲石　　亨
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６０号
青森県上北郡おいらせ町一川目３丁目66番地14
破産者　鈴木　勝治
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第６２号
青森県三沢市美野原２丁目６番地１号　コーポむつＡ号
破産者　畠山　真樹
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６号
岩手県花巻市下似内第17地割79番地14
破産者　城守　　正
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６２号
岩手県気仙郡住田町上有住字中沢71番地１
破産者　林崎より子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１２９号
福島市松川町字東長壇14番地の７
破産者　野田美江子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９２号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目10番40号　川渓アパートメント201号、前住所福島県会津若松市飯盛２丁目５番10号　ホワイトハイツ101号
破産者　目黒さち子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第６号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅８棟302号、開始決定時の住所金沢市涌波２丁目３番23号　カサ・デ・ヤジロベ102号（従前の住所）金沢市涌波４丁目13番20号（従前々の住所）金沢市土清水２丁目223番地
破産者　長竹　朋美
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６８号
岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅡ　10―13号
破産者　松本　勝利
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３０号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番58―303号
破産者　花城　恵美（旧姓坂口）
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
兵庫県明石市大蔵八幡町１番10―510号、前住所滋賀県甲賀市水口町山2654番地９
破産者　園田　郁子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
滋賀県草津市南笠東４丁目８番７―206号　シャトレ岡田、前住所滋賀県草津市矢橋町７番地131
破産者　早川　敬子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部